

フロンティアレター

令和 3 年 3 月号

発行日：令和 3 年 3 月 1 日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

一時支援金

コロナが騒がれて早一年、コロナに関する給付金・協力金・支援金など色々な制度がでしたが、新たに「一時支援金」が経済産業省から発表されました。

※2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付いたします。

“経済産業省 H P より抜粋。”

給付額は中小法人で**最大 60 万円**、個人事業者等は**最大 30 万円**です。

計算方法は下記になります。

前年又は前々年の対象期間の合計売上▲2021 年対象月の売上×3 ヶ月＝給付額

※対象期間 2021 年 1 月～3 月の任意に選択した月。

今回のポイントは、

- ①緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業**又は**外出自粛等の影響**を受けた事業者。
- ②2019 年比又は 2020 年比で、2021 年 1 月、2 月又は 3 月の**売上が 50%以上減少**

例) 法人	2019 年	2020 年	2021 年
・ 1 月売上高	850 千円	600 千円	750 千円
・ 2 月売上高	1,500 千円	400 千円	700 千円
・ 3 月売上高	300 千円	1,350 千円	550 千円

合計	2,650 千円	2,350 千円	2,000 千円

※ 1 月 → 2019 年、2020 年いずれも 50%以上減にならないので×。

※ 2 月 → 2019 年は 50%以上減になっているので対象。2020 年は×。

2019 年 2,650 千円▲700 千円×3 ヶ月＝**550 千円(給付額 550 千円)**

※ 3 月 → 2019 年は×。2020 年は 50%以上減になっているので対象。

2020 年 2,350 千円▲550 千円×3 ヶ月＝**700 千円(給付額 600 千円)**

- ・飲食店の時短営業又は不要不急の外出移動の自粛以外の理由であれば売上 50% 以上減少しても **給付対象外**です。
- ・都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は **一時支援金と重複して受給できません**。

2021 年 2 月 24 日(水)9 時更新分の経済産業省 HP を基に手記。(高橋 朋之)

健診の成績が今までになく悪く、食生活を改めようと思っています。辛いものを控えようとか、お酒も無茶な飲み方はやめようとか。殊に、肝臓は色々解毒してくれる大切な臓器、かつ症状が出にくい沈黙の臓器でもあります。お酒には用心が必要です。

最近はストレスや心配事を忘れたいときは、なるべく飲食ではなく、好きな小説や漫画に没頭するように心がけています。ストレス社会を生き抜くのはなかなか困難ではありますが、上手に息抜きしたいものですね。（星野 美奈子）

【 ア ク セ ス 】

